⑷　本四会社における「電気工事」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,100点以上であること。

⑸　施工実績　平成24年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。

施工実績については、本四会社が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては65点以上の下記ａ）又はｂ）のいずれか及びｃ）を必要とする。）

ａ）自動車専用道路のインターチェンジ又はジャンクションにおける道路の照明設備について、150台以上のＬＥＤ照明設備を新設又は更新した工事

ｂ）中央支間長200m以上の自動車専用道路の長大橋梁における照明設備について、190台以上のＬＥＤ照明設備を新設又は更新した工事

ｃ）供用中の自動車専用道路において、車線規制（全面通行止を除く。）を実施した工事

なお、ａ）（又はｂ））及びｃ）の施工実績を、同一の工事において有する必要はない。

⑹　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については、工事の請負金額が3,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

また、製作工場の配置予定技術者と据付調整現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

①　専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④　現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成24年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。ただし、経験が本四会社が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く（経験が、本四会社及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上の下記ａ）又はｂ）を必要とする。）

ａ）自動車専用道路のインターチェンジ又はジャンクションにおける道路の照明設備について、75台以上のＬＥＤ照明設備を新設又は更新した工事

ｂ）中央支間長200m以上の自動車専用道路の長大橋梁における照明設備について、95台以上のＬＥＤ照明設備を新設又は更新した工事

⑤　本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、監理技術者又は主任技術者の配置を要しない。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域１（兵庫県、徳島県）」、「地域２（岡山県、香川県）」及び「地域３（広島県、愛媛県）」において、指名停止を受けていないこと。

⑻　技術提案が適正であること。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　設置予定主要機器等評価

①　本工事における主要機器（主要機器とは、道路の照明設備として用いる低位置照明灯具をいう。）の製造予定業者が、平成24年度以降に主要機器を製造した実績を有すること。

なお、製造予定業者とは、自社製造の場合は自社、他社へ製造を委託する場合は委託先製造業者をいう。

②　指定する地域（大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県又は高知県のいずれか）での主要機器の保守技術支援体制を有すること。なお、主要機器の製造を他社へ委託する場合には、委託先製造予定業者が上記と同様の指定する地域での保守技術支援体制を有すること。

⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（２の要件を満たし入札参加できる場合に付与する点数）に技術資料の内容に応じ最大30点の加算点（入札参加希望者が提出した技術提案の評価結果に応じて付与する点数）を加えた点数を入札価格で除した数値（3.⑶でいう「評価値」）を算出し、落札予定者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な評価項目、評価基準及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

⑵　評価項目及び評価基準

１）加算点の最高点を30点とする。

なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）加算点１位の者が２者以上の場合

技術提案の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）加算点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合

１位の者に対し２位の者との加算点の差が0.5点となる点数

２）加算点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

企業の高度な技術力

①　総合的なコスト

・ＬＥＤ照明灯具のモジュール、制御装置等に関するライフサイクルコスト抑制の工夫

②　性能・強度等

・海峡部道路照明施設（広スパン低位置プロビーム照明方式）設置基準（案）により製作設置する海峡部照明設備の照明性能

・海峡部照明設備（低位置照明器具）による視線誘導照明及び側線照明の機能、性能に関する工夫

③　社会的要請

・各照明設備の工事中の通行車両、作業員に対する安全対策（夜間施工含む）

・海峡部照明設備の施工における新旧切替えについての工夫